



# 特定外来生物（植物）の 駆除活動の推進について

市では、平成28年度に、長良川をはじめとする市内の清流を守り、次世代へ継承していくために「郡上市清流長良川等保全条例」を制定しました。その柱となる4つの基本理念の中に生物多様性の維持を掲げ、外来生物への対策を実施するように努めることとしています。

これに基づき、昨年度は、特定外来生物に指定されている植物のうち、これまでに市内で生育が確認されている、オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングンソウを対象に生息状況の調査を行いました。その結果をもとに、今年度から駆除を行っていきます。

## 特定外来生物とは

もともとその地域に生息していない生物で、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物を外来生物と言います。そのうち、生態系や人の生命、身体、農林水産業へ影響を及ぼすおそれがあるものとして「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成17年施行)により指定されたものを特定外来生物と言います。

この法律により飼養、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、

野外に放つこと、種をまくこと等が禁止されており、違反すると個人の場合は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

施行当時は42種類の動植物が指定されていましたが、順次追加され、現在は110種類が指定されています。

今回、紹介する種類以外にも、多数の動物や植物が指定されています。

## 特定外来生物の影響

- 生態系への影響
- もともといた植物や動物(以下、在来種)の生息場所やエサを奪う。
- 種類の近い生物と交雑して、雑種をつくってしまう、在来種の遺伝子でなくなる。
- 在来種を食べることにより、生態系が乱される。
- 人の生命、身体への影響
- 凶暴な性質や、毒を持っている外来生物にかまれたり、刺される。
- 感染症を媒介する。
- 農林水産業への影響
- 農作物を食べたり、畑を踏み荒らす。
- 漁業の対象となる魚を食べた

り、危害を加える。

**駆除にご協力を  
お願いします**

生息状況調査の際には、自治会をはじめ、環境団のみなさんにご協力いただきましたが、駆除につきましても引き続きご協力をお願いします。

オオキンケイギクにつきましては、5月から7月頃にかけて花が咲くことから、この時期に自治会等で実施する清掃活動等の際に、併せて駆除を行っていただきますよう、ご協力をお願いします。

## 駆除の方法

根こそぎ抜き取り、土を払って袋に入れてください。翌年以降も種から発芽したり、残った根から再生したりする可能性がありますので、その場合は引き続き駆除を行ってください。



# 市内で確認されている特定外来生物（植物）

## 1. オオキンケイギク

5月～7月頃にコスモスに似た黄色の花が咲きます。花びらの先には不規則に4～5つのギザギザがあります。草丈は50～70cmで、葉は細長い楕円形で両面に毛があります。

よく似た植物にキバナコスモスがありますが、開花期が初秋、花びらの先のぎざぎざが少ない、葉が短く、切れ込みが多いなどの点で見分けることができます。



## 2. アレチウリ

5月～10月頃に芽生えます。つる性植物で、長いものは10m以上になります。ハートのような形をした五角形の大きな葉がつるから1枚ずつ生えています。つるや葉に白い毛が生えています。8月～10月頃に小さな白い花が咲きます。

よく似た植物にクズがありますが、葉が3枚1組、つるや葉に褐色の毛が生えているなどの点で見分けることができます。

## 3. オオハンゴンソウ

7月～10月頃に黄色の花が咲きます。草丈は1m～3mで、茎に毛がなく、葉には3～7つの深い切れ込みがあります。

よく似た植物にアラゲハンゴンソウがありますが、茎や葉に粗い毛がある、葉が細長い楕円形であるなどの点で見分けることができます。



これらの特定外来生物は、繁殖力がとても強く、生息範囲を広げていると考えられます。もし道路や河川敷などで見つけた場合は、環境課まで情報をお寄せください。また、自宅の敷地内などで見つけた場合は、駆除にご協力をお願いします。

オオキンケイギクやオオハンゴンソウはきれいな花が咲きますが、種をまいたり栽培したりすることは、前述のとおり違法行為になりますので、絶対に行わないでください。

特定外来生物対策には、市民のみなさんの情報提供や駆除へのご協力が必要不可欠です。生物多様性の保全のため、特定外来生物の撲滅を目指して、ご協力をお願いします。

外来生物について詳しく知りたい場合は、環境省ホームページ「日本の外来種対策」(<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>)をご覧ください。

問 環境水道部環境課

☎ 67-1833

## 外来種被害予防3原則

### ① 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

### ② 捨てない

(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)  
飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

### ③ 拡げない

(増やさないことを含む)  
既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」